

行 動 提 起 (案)

あぶない！言論の自由が！ビラ配布の自由を守る7・9集会

集会参加ありがとうございます。

私たちは、本日の集会で、あらためて国民の言論・表現の自由、公務員の政治活動の自由を守り拡大させることの重要性を学びました。

憲法で保障された言論表現の自由、ビラ配布の自由を守るために3つの裁判の勝利のために、公務員の政治活動の自由を守るために、ともに力を合わせましょう。本日のプログラムのなかには3つの事件の署名用紙があります。そこで提起されている署名や諸行動に参加しましょう。職場・地域でこの事件について、私たちの権利について、学び支援を広げましょう。

◇世田谷国公法弾圧事件は、9月19日に判決を迎えます。東京地裁あての要請署名と「公訴棄却・無罪要請ハガキ」運動に取り組み、無罪を勝ち取りましょう。

◇葛飾ビラ配布弾圧事件では最高裁で必ず無罪を勝ち取って、日本全国で、ビラ配布の権利、知らせる権利、知る権利を確立しましょう。最高裁への要請行動に参加しましょう。署名とあわせて最高裁第2小法廷今井功裁判長あての一言要請ハガキを広げましょう。

◇国公法弾圧堀越事件では、要求してきた証人採用が決まって東京高裁で9月、11月と公判が開かれます。傍聴に参加しましょう。引き続き公安警察が堀越さんの行動を盗撮した全ビデオの開示要求を強めます。

◇公務員一人一人が憲法に保障された権利を持ってこそ、市民の要求にこたえられる行政をすすめることができます。ILO「勧告」にそった公務員の労働基本権回復とあわせて、公務員の政治的・市民的自由をかちとりましょう。「改憲手続き法」における公務員・教員の活動規制などを許しません。

◇今日でも、警察によってビラ配布活動にたいする干渉妨害がおこなわれています。

東京・国分寺市でおこなわれた市議会報告ビラ配布活動を妨害する事件は、現在不起訴闘争中です。配布資料のなかにある東京地検あての不起訴署名に協力しましょう。この署名の主旨で、本集会名で不起訴要請書を提出することを提案します。

◇宣伝活動は、労働組合、民主団体、さまざまな市民運動のなかで欠くことできない活動です。国民救援会は、弾圧を許さずのびのび活動するための学習会をよびかけています。憲法

に保障された権利の行使であることに確信をもって、旺盛に宣伝活動に取り組み、干渉・妨害行為とは断固たたかきましょう。

憲法12条は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならないと」しています。憲法改悪を阻み、憲法を守り生かし実現するためにも、言論の自由を守り発展させましょう。

行 動 日 程

7月14日 最高裁統一要請行動 葛飾ピラ配布弾圧事件で要請

午前8時15分 宣伝最高裁東門

9月 3日 午後1時15分 国公法弾圧堀越事件第6回公判 101号法廷

19日 午後1時30分 世田谷国公法弾圧事件判決 103号法廷

9月に、葛飾ピラ事件の最高裁宛の全国要請行動（国民救援会のよびかけ・日程調整中）

11月5日 午後1時15分 国公法弾圧堀越事件第7回公判 101号法廷